

名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第13号

名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年瀬戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(適用区域) 第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定（ <u>同法第21条第2項において準用する場合を含む。</u> ）により告示する名古屋都市計画塩草西地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内において適用する。 (建築物の壁面の位置の制限) 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（ <u>地下部分を除く。</u> 以下同じ。）から <u>敷地境界線</u> までの距離は、A-1地区においては0.5メートル以上、A-2地区、B地区、C地区、D-1地区及びD-2地区においては1メートル（ <u>当該敷地の境界が瀬戸市所管のごみ集積施設に接している部分は、0.5メートル</u> ）以上でなければならない。	(適用区域) 第2条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示する名古屋都市計画塩草西地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内において適用する。 (建築物の壁面の位置の制限) 第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（ <u>地下部分は、</u> 除く。以下同じ。）から、 <u>敷地境界線</u> までの距離は、A-1地区においては0.5メートル以上、A-2地区、B地区、C地区、D-1地区及びD-2地区においては1メートル以上でなければならない。 <u>ただし、当該敷地が瀬戸市所管のごみ集積施設に接する場合は、その敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、0.5メートル以上とする。</u>

- 2 次に掲げるものについては、前項の規定を適用しない。
- (1) <省略>
- (2) 建築物の附属部分で出窓（床面積に算入されるものを除く。）、ひさし、軒、ポーチ、ベランダ、屋外階段、戸袋その他これらに類するもの
- 3 <省略>

別表（第4条関係）

地区の区分	建築してはならない建築物
<省略>	<省略>
D-1地区	1及び2 <省略> 3 <u>建築基準法別表第2（～）項第3号及び第6号に掲げるもの</u> 4 <省略>
D-2地区	1 <省略> 2 <u>建築基準法別表第2（～）項第6号に掲げるもの</u> 3 工場。ただし、次に掲げるものを除く。 イ <省略> ロ <u>平成17年12月27日以前から瀬戸塩草土地区画整理事業区域内において工場の用途に供している建築物について瀬戸塩草土地区画整理事業により移転又は建て替えが必要となったために、これらの建築物に替わるべきものとして建築するもの</u>

- 2 次に掲げるものについては、前項の規定を適用しない。
- (1) <省略>
- (2) 建築物の附属部分で出窓（床面積に算入されるものを除く。）、ベランダその他これらに類するもの
- 3 <省略>

別表（第4条関係）

地区の区分	建築してはならない建築物
<省略>	<省略>
D-1地区	1及び2 <省略> 3 <省略>
D-2地区	1 <省略> 2 工場。ただし、次に掲げるものを除く。 イ <省略> ロ <u>瀬戸塩草土地区画整理事業により、従前に工場の用途に供している建築物で、これらの建築物に替わるべきものとして、移転又は建て替えるもの</u>

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行われる名古屋都市計画塩草西地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定に基づく告示の日から施行する。